

入 札 説 明 書

この入札説明書は、盛岡広域振興局が売払いする物品に関し、一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 入札件名等

- (1) 入札件名及び数量 発生材（鉄骨など） 458.78 トン（計算値）
- (2) 入札件名の保管、引渡場所 岩手県岩手郡岩手町地内（仕様書のとおり。）
- (3) 入札件名の特質等 仕様書のとおり。なお、数量は計算値であり、当該数量の引渡しを保証するものではない。実際の数量及び品質規格等については、現地公開の際に直接物品を確認のうえ判断すること。

2 入札参加者資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て若しくは民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者又は申立てがなされている者（更生計画認可又は再生計画認可の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (3) 県税（岩手県内に事務所又は事業所を有する場合に限る。）、法人税又は申告所得税及び復興特別所得税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (4) 岩手県暴力団排除条例（平成 23 年岩手県条例第 35 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 3 号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有していない者であること。

3 入札参加者に求められる事項

- (1) 入札への参加を希望する者は、入札参加申込書（様式 1）に必要書類を添付し、令和 7 年 9 月 19 日（金）午後 5 時までに岩手県盛岡広域振興局盛岡審査指導監（岩手県盛岡市内丸 11-1）に提出すること。郵送する場合は、書留郵便とし、令和 7 年 9 月 19 日（金）午後 5 時必着とする。

ただし、岩手県が定める物品購入等競争入札参加資格を有し、令和 5・6・7 年度競争入札参加資格者名簿に登載されている者は、「入札参加申込書（様式 1）」のみの提出とし、添付書類の提出は省略できます。

提出された書類は、盛岡広域振興局において資格審査を実施し、審査の結果、適合と認められた者に限り入札に参加できるものとする。

審査結果は、令和 7 年 9 月 25 日（木）までにファックス又は電話により通知する。

- (2) 入札に参加しようとする者は、入札金額の 100 分の 3 以上の額の入札保証金を、入札日当日、入札開始前に盛岡審査指導監の窓口で現金納付しなければならない。ただし、岩手県会計規則第 97 条（平成 4 年岩手県規則第 21 号。以下「会計規則」という。）に該当する場合は、入札保証金の全部又は一部を免除することがある。（岩手県の令和 5・6・7 年度物品購入等競争入札参加資格者名簿に登載されている者又は保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合等。）

4 現地公開

- (1) 3 (1) で参加資格を認められた者は、現地公開に出席し、1 の売払い物品を確認すること。
- (2) 現地公開の日時及び場所
 - ア 日時 令和7年10月2日(木) 時間は、3 (1) の審査結果の通知で連絡する。
 - イ 場所 岩手県盛岡広域振興局土木部岩手土木センター
(岩手県岩手郡岩手町大字五日市9-48)
入札手続の説明後、保管場所の現地に移動していただきます。

5 入札及び開札

- (1) 入札日時 令和7年10月8日(水) 午後2時
- (2) 入札場所 岩手県盛岡地区合同庁舎3階入札室(盛岡市内丸11-1)
- (3) 注意事項
 - ア 入札書等は5 (1) の日時に、5 (2) の場所に持参すること。郵便、電報、電送その他の方法による入札は認めない。
 - イ 入札時刻に遅れた場合は、辞退とみなす。
 - ウ 入札当日は内容説明を行わないことから、不明な点はあらかじめ、14 (2) 又は14 (3) に記載の公所に問い合わせること。

6 入札に必要な書類等

- (1) 入札書(様式3) 入札参加者の住所、氏名(法人の場合は、所在地、商号又は名称、代表者の職、氏名)を記載し、押印すること。
- (2) 委任状(様式4)(入札参加申込をした者以外の代理人により入札に参加する場合。)
- (3) 名刺 (入札参加申込をした者が入札に参加する場合。)

7 入札の方法等

- (1) 1 (1) の件名で総価で入札に付する。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (2) 代理人により入札に関する行為をさせようとする者は、入札書提出の前に6 (2) の委任状を提出しなければならない。
- (3) 入札金額は、算用数字で記載し、入札金額を書き損じた場合は、新たな用紙に書き直すこと。また、一度提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回することができない。

8 入札の無効

次のいずれかに該当する入札書は、これを無効とする。

- (1) 入札金額が判別できない場合
- (2) 入札保証金を納めず、又は不足した場合
- (3) 入札書に記名押印のない場合
- (4) 無資格者又は無権代理人が入札した場合
- (5) 入札金額を訂正した場合

- (6) 入札件名の表示に重大な誤りがある場合
- (7) その他入札に関する条件に違反して入札した場合

9 落札者の決定

- (1) 本件調達に係る入札公告及び入札説明書で示した要件の全てを満たしている入札者であって会計規則第 100 条の規定により作成された予定価格以上で最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 初度の入札において落札者がいない場合は、直ちに再度入札を行うものとする。再度入札を行う場合の入札者は、当該入札を辞退する者を除き、最初の入札における入札者のみとする。再度入札の執行回数は、2 回を限度とするものとし、この限度内において落札者がいないときは、入札を打ち切るものとする。
- (3) 落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。
- (4) (3) の同価の入札をした者のうち、くじを引かない者があるときは、当該入札者に代わって県の職員がくじを引き、落札者を決定する。

10 契約に関する事項等

- (1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 落札者は、契約保証金として契約額の 100 分の 5 以上の額を契約締結前に納付しなければならない。ただし、次の場合は契約保証金の全部又は一部の納付を免除することがある。
 - ア 落札者が保険会社との間に盛岡広域振興局長を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該保険証券を提出したとき。
 - イ 競争入札参加資格者と契約を締結する場合において、落札者が過去 2 年の間に国又は地方公共団体と、種類及び規模が同程度以上の契約を履行しており、その契約書の写しを 2 件分以上提出したとき。
- (3) 入札保証金を契約保証金に充当することができる。
- (4) 契約保証金は、契約の相手方が契約を履行しないときは岩手県に帰属する。
- (5) 契約条項は、別添契約書案のとおりとする。
- (6) 落札者の決定後、契約書を作成し契約が確定するまでの間において、当該落札者が入札公告又は入札説明書に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合又は満たさないことが判明した場合は、契約を締結しない。
- (7) 落札者が契約を締結しない場合、入札保証金は岩手県に帰属する。また、入札保証金の納入を免除している落札者が契約を締結しない場合、損害賠償として入札額の 100 分の 3 に相当する金額を納付するものとする。
- (8) 入札の結果、落札者とならなかった場合は、即日入札保証金を納付した場所で還付するので、領収証を提出すること。なお、領収書には収入印紙（200 円分）と押印が必要となります。

11 売払代金の納入

- (1) 売払代金は、入札書に記載された金額に 100 分の 10 に相当する額を加算した金額であること。
- (2) 売払代金の納入前に 10（5）により契約を締結すること。
- (3) 売払代金等は契約締結後に発行する納入通知票の定めるところにより納付すること。

12 物件の引渡し、搬出期限等

- (1) 物件の引渡しは、売払代金等の納入を岩手県が確認した後であること。
- (2) 搬出期限は、令和7年11月7日（金）とする。
- (3) 物件の引渡しは、保管場所において現状渡しとする。
- (4) 物件の引渡し終了後、受取書に押印のうえ提出すること。

13 入札結果等の公表

入札結果及び契約内容について、入札参加者名、契約の相手方及び金額等を岩手県公式ウェブサイトで公表する。

14 その他

- (1) 入札参加者又は契約の相手方が本件売払いに関して要した費用については、全て入札参加者又は契約の相手方が負担するものとする。
- (2) 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
岩手県盛岡広域振興局盛岡審査指導監
〒020-0023 岩手県盛岡市内丸11-1 電話番号 019-629-6665
- (3) 仕様書、現地公開に関する照会先
岩手県盛岡広域振興局土木部岩手土木センター
〒028-4307 岩手県岩手郡岩手町大字五日市9-48 電話番号 0195-62-2888

物 品 売 買 契 約 書 (案)

岩手県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、物品の売買について、次のとおり契約を締結する。

第1 甲は乙に対し、次の物件（以下「契約物件」という。）を売り渡し、乙はこれを買受ける。

件 名	数量（計算値）
発生材（鉄骨など）	458.78 トン

（数量は計算値であり、当該数量の引渡しを保証するものではない。）

2 前項に関する詳細は仕様書のとおりとする。

第2 契約金額及び契約保証金は、次のとおりとする。なお、第1号の「消費税額」は、取引に係る消費税及び地方消費税の額である。

(1) 契 約 金 額 金 円（うち消費税額 円）

(2) 契約保証金 金 円

2 前項の代価は、甲が発行する納入通知票の定めるところにより納付しなければならない。

第3 物品の引渡場所及び搬出期限は、次のとおりとする。

(1) 場 所 岩手県岩手郡岩手町（詳細は落札決定後作成する契約書で明記する。）

(2) 搬出期限 令和7年11月7日（金）

第4 契約物件の引渡しは、代価及び遅延利息を完納した日以降に、甲の職員と、乙又は乙の指定する者の立会いの上、契約物件の引渡場所において行うものとする。

2 前項に関する詳細は仕様書のとおりとする。

第5 乙は、契約物件の引渡しを受ける前に、契約物件を第三者に譲渡し、又は担保に供することができない。

第6 契約物件の所有権は、乙が売買代金等（遅延した場合の利息を含む。）の支払を完了したことを甲が確認した時に、甲から乙に移転するものとする。

第7 売払物件の所有権が、甲から乙に移転したときから売払物品の引渡しのおきまでにおいて、甲の責に帰すことができない理由により売払物品が滅失又は毀損した場合の損害は、すべて乙が負担するものとする。

第8 乙は、天災地変、戦争、内乱、暴動、その他の不可抗力、内外法令の制定・改廃、公権力による命令・処分・指導、その他の乙の責めに帰すことができない理由により引取期限までに売払物品の引取りを完了することができないときは、甲に対して遅滞なくその理由を明らかにした書面により引取期限の延長を求めることができる。この場合における延長日数は、甲と乙とが協議して書面により定める。

第9 乙は、自己の責めに帰すべき理由により、代価の支払を遅延した場合においては、甲に対して支払の日までの日数に応じ、契約金額につき年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。

第10 乙は、自己の責めに帰すべき理由により搬出期限までに契約物件を搬出しない場合は、違約金として、搬出期限の翌日から遅延日数1日につき、契約金額から搬出部分相当額を控除した額につき年2.5パーセントの割合で計算した額に相当する金額を甲に支払わなければならない。

第11 この契約物件に種類・品質又は数量に関して本契約の内容に適合しない状態があることを発見しても、契約金額の減免若しくは損害賠償の請求又は本契約の解除をすることができない。

第 12 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、何らの通知・催告をしないで直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、乙は、解除により生じた損害の賠償を請求することができない。

- (1) 乙が、期限内に契約を履行しないとき、又は履行の見込みがないと認められるとき
- (2) 乙から契約解除の申出があったとき
- (3) 乙が、契約の履行について不正の行為をしたとき
- (4) 乙が、次のいずれかに該当するとき

ア 役員等(乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与していると認められるものを、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は物品の製造の請負又は物品の買入れの契約を締結する権限をもつ事務所の代表者その他経営に実質的に関与していると認められるものをいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は同条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対する資金等の供給、便宜の供与等により、直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを利用していると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

2 前項の規定によって甲がこの契約を解除したときは、乙の納付した契約保証金は、甲に帰属するものとする。

〔 2 前項の規定によって甲がこの契約を解除したときは、乙は損害賠償として契約金額の100分の5に相当する額を甲に納付するものとする。 〕

第 13 乙は、この契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員による不当な要求又は契約の適正な履行の妨害を受けた場合は、甲に報告するとともに、警察官に通報しなければならない。

第 14 甲は、契約物件が搬出されるまでの間は、第12第1項の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

2 前項の規定によって契約を解除したことにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

第 15 この契約により難い事情が生じたとき、又はこの契約について疑義が生じたときは、甲、乙協議するものとする。

この契約締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名押印して、それぞれその1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 岩手県
契約担当者
盛岡広域振興局長

小野寺 宏和 印

乙 印